

No. 12-8

事務事業評価シート1-1

は、プルダウンメニューから選択

<b>事務事業No.</b>		12 - 8		
<b>事業分類</b>	<input type="checkbox"/> ソフト <input checked="" type="checkbox"/> ハード <input type="checkbox"/> 必需	<b>公的関与</b>	1	
<b>作成日</b>	27年 4月 15日			
<b>事務事業名</b>	地籍調査事業事務		<b>シート作成部署</b>	
<b>総合計画上の位置付け</b>	<b>基本施策</b>	1 安全・安心なまち	課名 産業課 係名 地籍調査係	
		1-2 住みやすいまちをつくる		シート作成者
	<b>施策</b>	1-2-1 市街地・居住環境の整備	会計 一般	
		<b>主要施策</b>		
				項目 1
			目 5	
<b>個別計画名</b>				
<b>住民との関わり</b> 施策・事業評価における住民の意見の反映				
<b>事業の対象・目的・内容</b>	<b>対象（誰を、何を）</b>		<b>目的（どういう状態にしたいのか）</b>	
	町内に土地を有する者		地籍調査は、土地に関する実態を総合的に調査することで貴重な財産である土地の所有者・地番・地目・面積・境界を明確にすることを目的とします。	
	<b>事業内容（どのような方法で、何を行うのか）</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目及び境界の調査を行います。（業者委託）</li> <li>・一筆ごとの土地について、境界の測量及び土地の面積計算を行います。（業者委託）</li> <li>・地籍図及び地籍簿を作成し、三重県の認証後法務局にてその成果を基に登記されます。</li> </ul>				
<b>事業期間</b>		昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 7年度 ~ 平成 年度（ 年間） <input checked="" type="checkbox"/> 期間設定なし		
<b>根拠法令・要綱等</b>		国土調査法、国土調査促進特別措置法		
		<b>平成25年度（決算）</b>	<b>平成26年度（決算）</b>	
		<b>平成27年度（予算）</b>		
<b>全体事業費（千円）A+B</b>		32,946	36,906	
<b>財源内訳</b>	<b>国庫支出金</b>	0	0	
	<b>県支出金</b>	8,442	9,216	
	<b>地方債</b>	0	0	
	<b>その他特定財源</b>	0	0	
	<b>一般財源</b>	3,762	5,628	
<b>直接事業費（千円）A</b>		12,204	14,844	
<b>人件費（千円）B</b>		20,742	22,062	
<b>内訳</b>	<b>一般職員（人・千円）</b>	2.87 人 18,942	3.07 人 20,262	
	<b>臨時職員（人・千円）</b>	1.00 人 1,800	1.00 人 1,800	
<b>成果指標</b>	<b>成果指標名</b>		<b>単位</b>	
			<b>26年度</b>	
			<b>27年度</b>	
			<b>28年度</b>	
	① 進捗率（着手率）	%	目標 34.7 実績 34.8 (目標) 35.1 (目標) 35.6	
	②			
	③			
	<b>説明</b>			
	進捗率（着手率）とは、一筆地調査（境界立会い）済みのことです。 進捗率（%）＝一筆地調査（境界立会い）済み÷地籍調査計画全体面積〔19.68km <sup>2</sup> 〕			

事業名	地籍調査事業事務	シート作成課	産業課
-----	----------	--------	-----

一次評価者	産業課長	二次評価者	建設部長
-------	------	-------	------

評価項目の説明	チェック項目		一次の評価又は説明	
	一次	二次		
<b>必要性</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業開始時の目的を概ね達成するなど実施意義が低下している。</li> <li>社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化してきている。</li> <li>利用者、対象者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。</li> <li>住民ニーズを上回るサービス提供となっている。</li> <li>国や他市町と比較するとサービスの対象や水準を見直す余地がある。</li> <li>国や県のサービスと重複している。</li> <li>民間のサービスと競合している。</li> <li>厳しい財政状況中、実施する緊急性が認められない。</li> </ol>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	長年に渡る住民間の境界紛争が解消されます。正確な土地の状況が反映され、安心した土地取引が出来ます。固定資産税の課税（面積、地目）が適正化されます。災害（洪水等）により、現地の土地形状が変更された場合でも境界を復旧することが出来ます。
<b>有効性</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。</li> <li>施策への貢献度が著しく高いとはいえない。</li> <li>施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。</li> <li>事業の継続をしても成果の向上が期待できない。</li> </ol>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	事業終了地区の住民からは境界が明確になったことにより概ね好評です。また、国土調査の成果により、随時適正な固定資産税に反映されます。
<b>達成度</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業開始時の目標設定に比べて進捗状況が劣っていると思う。</li> <li>事業開始時の目標に比べて成果があまり上がっていないと思う。</li> <li>概ね目標を達成していると思う。</li> <li>十分に目標を達成していると思う。</li> </ol>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	住宅地を中心に神田地区、稲部地区及び三和地区の境界立会いを実施し、進捗率（着手率）も34.8%と進捗が図られました。
<b>効率性</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>効果に比べてコストが高い（他市町や類似業務を行う民間に比べて）。</li> <li>現在の事業実施主体の他に効率的に事業を実施できる主体がある。</li> <li>他の実施主体のノウハウを活用できる。</li> <li>他の実施主体を活用しても公平性・公正性等が担保され、行政責任が問われない。</li> <li>事業実施している人員、手段等の見直しによりコスト削減の余地がある。</li> <li>電子化等の事務改善によりコスト削減の余地がある。</li> <li>契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。</li> </ol>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	専門的知識と経験を有する業者に境界立会い等の業務を委託することは、コストや業務量削減のため有効手段であると思われます。外部委託導入により、進捗率（着手率）を延ばし、効率的に事業を進めることが可能となりました。

**本事務事業の実施適切性の説明**

事業の実施により土地所有者（相続人）には、現地立会い・調査結果の閲覧等の手間がかかるものの、地籍調査の成果が法務局で登記されることで、以後の土地境界・面積等が明確なものとなり、合わせて、固定資産税の課税の公平性も図られます。  
 また、土地一筆ごとの座標データを町で管理していることから、道路拡幅等の公共工事施工にあたり、事業の効率化が図られます。

評価	必要性	有効性	達成度	効率性	総合評価	
		4	4	3	4	B
今後の方針	休・廃止		見直し		継続	
今後の改革・改善目標	地籍調査を実施し、土地を明確にすることは重要であります。実施するには費用も必要となることから事業効果を検証し、地籍調査の必要な土地を明確にします。進捗率は伸びていますが、認証に至らず遅延している工区があります。進捗率を抑えてでも早期完了を検討する必要があります。					

評価	必要性	有効性	達成度	効率性	総合評価	
		4	4	3	4	B
今後の方針	休・廃止		見直し		継続	
コメント	地籍調査事業は、官民をはじめ民境界を明確にし、個々の土地管理を適正に行うことができる重要な事業であります。					

二次評価に対する課の考え方  
 本年度実施する山田4工区・穴太5工区の地籍調査と並行し、認証遅延工区の早期解決・早期完了に努めます。

参画協働の今後の方針	いつから	平成	年度から	1 現在の手段を継続する
------------	------	----	------	--------------